

## 【4回目接種対象者】高齢者施設等の従事者の範囲

### ①高齢者等が入所・居住する施設の従事者

<p>○ <b>介護保険施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> </ul>	<p>○ <b>生活保護法による保護施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設</li> <li>・ 更生施設</li> <li>・ 宿所提供施設</li> </ul>
<p>○ <b>居住系介護サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	<p>○ <b>障害者総合支援法による障害者支援施設等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 共同生活援助事業所</li> <li>・ 重度障害者等包括支援事業所 (共同生活援助を提供する場合に限る)</li> <li>・ 福祉ホーム</li> </ul>
<p>○ <b>老人福祉法による施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 軽費老人ホーム</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> </ul>	<p>○ <b>その他の社会福祉法等による施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉住居施設 (日常生活支援住居施設を含む)</li> <li>・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター</li> <li>・ 生活困窮者一時宿泊施設</li> <li>・ 原子爆弾被爆者養護ホーム</li> <li>・ 生活支援ハウス</li> <li>・ 婦人保護施設</li> <li>・ 矯正施設 (患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る)</li> <li>・ 更生保護施設</li> </ul>
<p>○ <b>高齢者住まい法による住宅</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>	

※厚生労働省:自治体向け「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(第8.2版)」第2章2(2)ウの表3より抜粋

### ②居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者

<p>○ <b>居宅サービス等(介護)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 訪問入浴介護</li> <li>・ 訪問リハビリテーション</li> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・ 夜間対応型訪問介護</li> <li>・ 居宅療養管理指導</li> <li>・ 通所介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> <li>・ 療養通所介護</li> <li>・ 認知症対応型通所介護</li> <li>・ 通所リハビリテーション</li> <li>・ 短期入所生活介護</li> <li>・ 短期入所療養介護、</li> <li>・ 小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 福祉用具貸与、</li> <li>・ 居宅介護支援</li> </ul> <p>※各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。</p>	<p>○ <b>訪問系サービス等(障害福祉)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援 (訪問系サービス等を提供するもの)</li> <li>・ 自立生活援助</li> <li>・ 短期入所</li> <li>・ 生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援(A型、B型)</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 計画相談支援</li> <li>・ 地域移行支援</li> <li>・ 地域定着支援</li> </ul> <p>※地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。</p>
--	--

※厚生労働省:自治体向け「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(第8.2版)」第2章2(2)エより抜粋

上記①、②に含まれない施設・サービスについても、重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する医療従事者等および高齢者施設・障害者施設等の従事者であれば、4回目接種の対象となります。